

第4 分野別施策の展開

施策体系表

施策目標	施策	具体的施策		
(1) 誰もが暮らしやすいまちをつくるために	ア 相互理解の促進	a 啓発・広報活動の推進	P25	
		b 福祉教育等の推進	P26	
	イ 協働体制の整備	a NPO、ボランティア等の活動の推進	P27	
		b 障害のある人の活動の支援	P28	
	ウ ユニバーサルデザインの推進	a 建築物等のユニバーサルデザインの推進	P29	
		b 公共交通機関や歩行空間等のユニバーサルデザインの推進	P30	
	エ 安全・安心の確保	a 防災対策等の推進	P32	
	(2) 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすために	ア 自己選択・自己決定の支援	a 相談支援体制の充実と連携	P38
			b 権利擁護等制度の活用促進	P40
		イ 障害福祉サービスの充実	a 訪問系・日中活動系サービスの充実	P43
			b 居住系サービスの充実	P45
			c 福祉マンパワーの確保	P47
ア 保健・医療の充実		a 障害の原因となる傷病の予防・治療	P49	
		b 地域療育の推進	P52	
		c 医療・リハビリテーション等の充実	P53	
イ 教育の充実		a 一貫した教育的支援体制の整備	P56	
		b 指導力の向上と専門機関の充実	P59	
ウ 雇用・就労の支援		a 雇用の場の拡大	P61	
		b 職業相談・雇用の促進等	P62	
エ 社会参加への支援	a 情報のユニバーサルデザインの推進	P66		
	b 生涯学習、スポーツ、レクリエーション、芸術、文化活動の振興	P68		
	c 外出や移動等の支援の充実	P69		
	d 誰もが使いやすい製品の普及促進・利用	P70		
	e 選挙等における配慮の推進	P70		
(3) 自らの力を高め地域でいきいきと活動するために	イ 教育の充実	a 一貫した教育的支援体制の整備	P56	
		b 指導力の向上と専門機関の充実	P59	
	ウ 雇用・就労の支援	a 雇用の場の拡大	P61	
		b 職業相談・雇用の促進等	P62	
エ 社会参加への支援	a 情報のユニバーサルデザインの推進	P66		
	b 生涯学習、スポーツ、レクリエーション、芸術、文化活動の振興	P68		
	c 外出や移動等の支援の充実	P69		

1 施策目標

(1) 誰もが暮らしやすいまちをつくるために

障害の特性や障害のある人への理解を深めることによる心のバリアの除去や、住むまちのところどころに存在する物理的バリアの除去、これらが融合してユニバーサルデザインに配慮した誰もが暮らしやすいまちが創り出される、このようなまちの実現を目指して施策を実施していきます。

(2) 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすために

人生の様々な段階における自己選択や自己決定を確かなものとし、自らが描いた生活設計に基づき、個性を生かしながら地域で生きていくことができる、このような暮らしの実現を目指して施策を実施していきます。

(3) 自らの力を高め地域でいきいきと活動するために

医療やリハビリテーションの充実、障害に応じたきめ細かな教育、ICTの活用等による就労、これらが相まって、障害のある人の生活力が高まり、それがやがては地域で活動する力につながっていく、このような力の向上を目指して施策を実施していきます。

2 施策の展開

(1) 誰もが暮らしやすいまちをつくるための施策

心のバリアを除去するために、広報活動の充実や「障害者週間」における啓発など各種事業を実施してきました。しかし、山梨県が、平成23年9月に行った県政モニターアンケートでは、「障害者週間」を知っていると回答した人の割合は、46.4%となっています。また、「障害を理由とする差別や偏見があると思うか」の問いに対して、「ある」、「少しはある」と回答した人の割合は、93.3%となっており、障害や障害のある人に対する理解を深めるためには、啓発活動をさらに強化する必要性が認められます。

障害のある人に対する差別や偏見の解消には、意識面の改革と同時に、障害のある人もない人も同じように生活できるよう生活環境を整備し、障害のある人の活動範囲を広げ、地域への定着を促進することが大切であると考えます。県内でも、「バリアフリー新法」や「山梨県障害者幸住条例」に基づき、不特定多数の者の利用に供する施設についてバリアフリー化が進められています。また、山梨県は、平成20年3月に策定した「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」により、全ての人にやさしいまちづくりを推進するため、各種の事業を実施しています。

ア 相互理解の促進

(7) 施策の方向

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う共生社会の理念の普及を図るため、県民の意識改革に向けた更なる理解促進の施策を展開します。

誰もが障害の特性及び障害のある人に対する理解を育みながら、障害のある人もない人も地域の中で共に支え合う社会の構成員として地域社会をともに担っていく土壌を培うために福祉教育を推進します。

障害のある幼児児童生徒が、経験を広め、積極的な態度を養い、豊かな人間性・社会性を育むとともに、障害のない幼児児童生徒や地域の人々が障害の特性と障害のある人への理解の促進を図るため、交流及び共同学習、交流活動を推進します。

(1) 主要な施策

a 啓発・広報活動の推進

- No.1 障害者週間等の各種行事を中心にNPO、ボランティア、障害関係団体などをはじめ、幅広い層の県民の参加による啓発活動を推進します。
- No.2 精神障害のある人の社会的な誤解や偏見を是正するため、精神保健福祉普及運動期間における精神保健福祉大会や交流事業等の各種行事を通して、精神障害のある人に対する正しい理解を求めるとともに交流を深めます。
- No.3 障害の特性や障害のある人、地域生活への移行の考え方などについて、県民の理解を促進するため、県の広報活動や市町村及び報道機関の協力を得ながら啓発広報を実施します。
- No.4 インターネットを利用して、県のホームページに「障害者福祉サービスのご案内」を掲載することにより障害のある人の利便を図り、また、障害者文化展、障害者の主張大会、障害関係の講演会等の予定を掲載することにより、県民の意識の醸成を図ります。
- No.5 障害のある人が、地域において安心して生活できるよう、行政職員、警察職員等に対し障害の特性についての理解を深めるため、研修内容の充実を図るなど、

障害のある人に対する充実した研修を実施します。

- No.6 「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」に基づき、ユニバーサルデザインを周知するため、パンフレットを作成、配付するなど、普及啓発を行います。

b 福祉教育等の推進

- No.7 特別支援学校と保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校との学校間及び特別支援学級設置校の校内における交流及び共同学習、地域の人々との交流活動を計画的、組織的に実施し、障害のある幼児児童生徒の社会性を養うとともに、障害のない幼児児童生徒、保護者及び地域の人々に対し、障害の特性及び障害のある人に対する理解の促進を図ります。
- No.8 福祉の心を育てる教育を推進するため、学校における福祉教育の在り方や進め方を研究し、家庭や地域との連携を活かした活動や体験的活動の充実を図るとともに、県が作成した福祉読本等を活用します。
- No.9 学校における福祉体験活動や障害のある人との交流活動等を通して、障害の特性や障害のある人に対する理解を促進します。
- No.10 保育所、幼稚園において、障害児施設等との相互訪問などの交流活動を通じて障害のある子どもとの直接的な交流を図ることにより、就学前から障害の特性や障害のある人に対する理解を促進します。
- No.11 民間団体等主催の福祉講話や講演会に際し、障害のある人や専門家などの講師派遣情報を提供して支援します。

イ 協働体制の整備

(7) 施策の方向

共生社会を実現していくためには、行政とNPO、ボランティア等との協働を推進する必要があります。これらの活動をさらに活発化させるため、ボランティアの講習や体験などを通じて、地域に根ざして活動する人の発掘、養成を行います。

障害のある人が積極的に意見を主張し、社会へのアピールを継続して実施していくため、行政の意思決定過程などにおいて、障害のある人の意見が適切に示され、検討されるような配慮を促していくとともに、障害のある人自身の活動についての支援を充実し、障害のある人もない人も共に社会の構成員として一体となって共生社会を構築する機運の醸成を図ります。

障害のある人のライフステージに応じた一貫した支援体制を充実するため、地域自立支援協議会等の活用により関係機関の連携システムを構築します。

(1) 主要な施策

a NPO、ボランティア等の活動の推進

No.12 住民主体の地域福祉活動への支援を行うほか、ボランティア活動を行う団体等の連携を深め、地域住民やボランティアが主体となった地域における福祉活動の推進を図ります。

No.13 福祉教育の推進により、福祉の心を醸成し、地域におけるボランティア活動等の福祉活動を推進します。

No.14 NPOやボランティア活動に対する理解と関心を深め、県民誰もがその活動に気軽に参加するための「県民ボランティア運動」を推進するとともに、質の高いボランティアサービスを確保するため、専門職とボランティアの連携と協働を積極的に支援します。

No.15 障害児（者）地域療育等支援事業コーディネーターによる地域の住民に対するボランティア養成講習や本事業実施施設を利用したボランティアの体験などにより、地域に根づいたボランティアの養成や掘り起こしを推進します。

〈用語解説〉 障害児（者）地域療育等支援事業：障害児（者）施設が有する機能を活

用し、在宅の障害のある子どもなどの家庭を訪問して相談、指導を行うなど、地域で生活する在宅の障害のある子どもなど及びその家庭に対する専門的な支援体制の充実を図るための事業。支援活動の中心として、相談業務や各種福祉サービスの提供に係る援助や調整に当たる職員をコーディネーターという。

b 障害のある人の活動の支援

No.16 障害のある人が、自らの体験に基づいて、相談や支援に応じ、問題の解決を図るピアカウンセラー、身体介護、家事援助など日常生活を営むのに必要なサービスを提供する居宅介護従事者、パソコンの使用方法等についてサポートを行うパソコンボランティアなどとして活動できるよう支援します。

〈用語解説〉 ピアカウンセラー： 同じ悩みや障害を抱える者として、精神的なサポートだけでなく、自立に向けた情報提供などを行う障害のある人等

No.17 様々なレベルの行政施策に障害のある人及びその家族の意見が十分反映されるようにするため、意見を聴く場の充実を図るとともに、県の審議会、委員会、自立支援協議会等への参画を促進します。

No.18 各市町村における障害のある人に係る施策を総合的、計画的に推進するため、障害者基本法の規定により市町村の条例を設置根拠とする審議会その他の合議制の機関の設置とその委員に障害のある人の登用を促進します。

No.19 障害のある人が参画する地域自立支援協議会等の活用により、保健、福祉、教育など関係機関の連携体制を構築し、学齢期への移行時、進学時、卒業時などの様々なライフステージにおいて、支援の切れ目が生じないよう連携強化を図ります。

ウ ユニバーサルデザインの推進

(7) 施策の方向

誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮したやさしいまちづくりの推進に努めます。このため、「バリアフリー新法」、「山梨県障害者幸住条例」、「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」の趣旨の徹底を図りながら、障害のある人を含む全ての人々が、安全に安心して生活し社会参加できるよう、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のユニバーサルデザイン化はもとより、情報、社会的制度にまで幅広いバリアの除去を推進します。

(イ) 主要な施策

a 建築物等のユニバーサルデザインの推進

No.20 「バリアフリー新法」、「山梨県障害者幸住条例」、「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」に基づき、障害のある人や高齢者をはじめ全ての県民が安全で快適に利用できる施設等の整備を、行政、事業者、県民が一体となって進めます。

No.21 障害のある人との健康づくりやふれあい交流の場を身近に確保するため、都市公園の整備に当たっては、多目的トイレや点字ブロックの設置、園路の段差解消等を推進します。

No.22 市町村等が行う庁舎、学校その他の公共施設の整備に際し、障害のある人や高齢者等に配慮した施設、設備に要する経費を融資し支援します。

No.23 県内の幹線道路などの沿道で整備される道の駅について、障害のある人が利用しやすいトイレの整備や駐車スペースの確保が図られるよう、管理運営者等と連携し適切な対応に努めます。

No.24 中小企業等が、事務所、店舗等の新築または改修を行うに際し、障害のある人に配慮した施設、設備の整備に要する経費を融資することにより、福祉のまちづくりの促進を図ります。

No.25 段差のない床、手すり、広い廊下、エレベーターなどを備えた県営住宅の建て替え等を推進します。

No.26 障害のある人向けの住宅に関する情報をはじめ、住宅に関する総合的な情報提

供とともに、新築や改修の際には、障害のある人や高齢者等が使いやすい住宅とするための相談窓口の設置やアドバイザーの派遣を行います。

No.27 地域で生活する重度の障害のある人や要介護認定を受けている高齢者の日常生活環境を改善するため、居室、玄関、浴室、トイレ等の住宅設備の改修に必要な経費に対する助成等を行います。

No.28 河川の近隣に福祉施設、病院等が立地している区域や高齢者の割合が著しく高い地域において安全に河川が利用できる箇所について、水辺にアプローチしやすいスロープ、階段、案内標識の整備等バリアフリー対策を実施し、障害のある人や高齢者など全ての人が安心して河川を訪れ、憩い親しむ河川空間の創出を推進します。

No.29 県の建築物等については、ユニバーサルデザインの視点による整備を進める観点から、施設建設の設計段階などにおいて、障害のある人の意見を採り入れます。

No.30 建築物、道路、公園などが、全ての利用者に使いやすい施設となっているかなどを、小・中学生や障害のある人などが一緒になって利用者の視点で点検を行い、改善に向けた提案等を行う事業の実施を支援するとともに、「山梨県障害者幸住条例」の見直しに合わせ、「特定施設整備基準」や「まちづくり推進指針」の見直しを行います。

No.31 県のホームページの「福祉マップやまなし」について、掲載している施設の情報を更新するとともに、新たに掲載する施設を追加します。

〈用語解説〉福祉マップやまなし：県のホームページに、障害のある人や高齢者をはじめ全ての人が安心して気軽に県内各地へ出かけられるよう、毎日の生活に関わりの深い公共施設、病院、文化施設、商業施設、公園等に加え、飲食店、宿泊施設等について、トイレ、駐車場、エレベーターなどのバリアフリー情報を掲載

No.32 障害のある人をはじめ全ての人が、同じように観光を楽しめるようにするため、観光事業者、地域住民に対する観光のバリアフリー化に向けた普及啓発活動を実施するとともに、観光施設のトイレ等のバリアフリー化を推進します。

b 公共交通機関や歩行空間等のユニバーサルデザインの推進

No.33 鉄道事業者が行う駅のエレベーター等の設置に対して補助する市町村への助成や、身近な公共交通機関である路線バス事業者が行うノンステップバス等の導

入に対して助成します。

〈用語解説〉 ノンステップバス：障害のある人や高齢者、妊産婦等が乗り降りしやすいように配慮した、乗降口に階段のない超低床のバス

- No.34 公共交通機関等に対し、大きく見やすい案内板や音声誘導設備の整備など障害のある人の声を反映させながら、使いやすい施設整備が図られるよう取組みを進めます。
- No.35 重度の障害のある人や介護を必要とする高齢者の行動範囲の拡大と社会参加を促進するため、市町村が行うタクシー料金への補助に対して助成を行うとともに、タクシー会社等のリフト付き車両の導入に対して助成します。
- No.36 車いす利用者などがゆとりを持ってすれ違うことができる広幅員歩道の整備をはじめ、歩道のフラット化、点字ブロックの整備を推進します。
- No.37 歩道に設置されている電柱を撤去し、障害のある人、高齢者、車いすやベビーカーなどを利用する人に、快適で利用しやすい歩道空間を確保するため、電線類の地中化を推進します。
- No.38 青信号であることを音で知らせる装置の付いた視覚障害のある人用の音響信号機、青信号の時間を延長して横断時間を長くする高齢者等感応信号機などバリアフリー対応型信号機の整備を行います。
- No.39 歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、緊急に対策を講ずる必要があると認められる住居系地区または商業系地区に指定した「あんしん歩行エリア」においては、県公安委員会と道路管理者が連携して、バリアフリー対応型の交通安全施設の整備や歩道の整備などを行います。
- No.40 障害のある人や高齢者などが安心して移動できる歩行空間を確保するため、放置物等の是正について、各種行事や県広報等を活用して県民への啓発活動を行います。また、甲府駅周辺等の自転車駐輪対策については、各市町村と連携して必要に応じて適切な対策を講じていきます。

エ 安全・安心の確保

(7) 施策の方向

地震・豪雨等による災害や火災の発生時における、障害のある人等の災害時要援護者に対する、迅速な情報の受伝達の確保や避難誘導體制の確立など、安全で安心して暮らせる地域づくりのための施策の充実に努めます。

障害のある人が安全に外出できるように、公共交通機関や歩行空間等のユニバーサルデザインの推進を図るとともに、交通危険箇所の点検、改善や障害の種別、程度に応じた交通安全教育の推進に努めます。

障害のある人は防犯対策として特別なニーズを有していることから、障害のある人が被害に遭わないための施策の推進に努めます。

(1) 主要な施策

a 防災対策等の推進

(a) 防災対策

No.41 障害のある人やその家族、ボランティア、地域住民が一体となった防災体制の確立、強化のための防災訓練の実施を促進するとともに、防災に関する講演会、研修会等への障害のある人の参加を通して防災意識の高揚を図ります。

No.42 災害時要援護者関連施設の保全を図るため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業を重点的に実施します。また、災害が発生した場合、災害時要援護者関連施設を保全するため迅速かつ的確な対応を行います。

No.43 地域で生活する障害のある人等の災害時要援護者を把握し、災害発生時の迅速かつ的確な対応を確保するため、要援護者についての情報収集、情報共有の方法など災害時要援護者対策の基本的な方針を定めた市町村災害時要援護者支援マニュアル及び市町村災害時要援護者名簿の整備を促進します。

No.44 災害発生時の避難所のバリアフリー化を図ります。

No.45 災害時等に地域において活動する地域防災リーダーや、ボランティアをコーディネートできる者を養成し、災害時要援護者等の支援の充実に努めます。

No.46 市町村防災行政無線のデジタル化による情報伝達手段の高度化を促進します。

No.47 地域で生活する障害のある人の災害発生時の安全確保をより確かなものとするため、地域の自主防災組織の活動を強化し、避難誘導や情報の受伝達がスムーズに運ぶようにします。

No.48 災害発生時の障害者支援施設入所者や障害福祉サービス事業所利用者の安全を確保するため、各施設において防災訓練の実施や地震防災応急計画の見直しを促進します。

No.49 市町村災害時要援護者支援マニュアルによる災害時要援護者に対する避難誘導体制などの確立や、自力避難困難者が入所している施設におけるボランティア組織との応援・協力体制の確立等に努めます。

No.50 災害時における手話通訳ボランティア等の派遣について、県認定手話通訳者等の派遣業務を行う県聴覚障害者情報センターや市町村と連携し、具体的な対応マニュアルの作成や派遣体制の整備を行います。

No.51 緊急通報体制の一層の充実など障害のある人に係る火災予防体制を強化するとともに、国、地方自治体、関係機関等が連携を図り、住宅用消火器等の設置促進、防災品の使用促進など住宅防火対策を推進します。

No.52 障害者支援施設等に対する県内各消防本部による立入検査の実施、防火管理指導の徹底により、防火体制の充実を図ります。

No.53 木造住宅の耐震化を促進するため、住宅の耐震診断の実施や耐震改修に助成する市町村への支援を行います。

No.54 大規模な災害時において、施設入所者等の安全を確保し処遇の継続を図るため、各施設団体と覚書を締結し、障害種別ごとに施設の入所者を他の施設で受け入れるようにします。

(b) 交通安全対策

No.55 障害のある人、県、市町村、道路管理者などが参加して「交通安全総点検」を行うことで、交通危険箇所の点検と改善を図り、全ての人にやさしい交通環境づくりを推進します。

No.56 運転免許センター、交通安全教育施設が一体となった総合交通センターを活用した、交通安全教育の一層の充実を図ります。

No.57 障害者支援施設等へ交通安全教室担当者を派遣するなど、障害の種別や程度に応じた交通安全教育を推進します。

(c) 防犯対策

No.58 障害のある人などの犯罪被害を未然に防ぐため、防犯ボランティア団体の組織化や防犯パトロールの方法に関する助言をします。

No.59 障害のある人への理解を深め、一人でも多くの警察官が障害のある人の立場に立った活動を行えるよう手話講習会を開催します。また、緊急通報を受理する24時間対応可能な「ファックス110番」や「メール110番」の普及を図ります。

No.60 各学校において、安全管理点検項目を作成し、児童生徒の安全管理の徹底を図るなど、危機管理体制の確立に努めます。

No.61 各学校において、防犯に関する日常の授業や防犯教育等を通して、事前の準備を十分に行い、実際の場面で適切な対応ができるよう体制づくりに努めます。

(2) 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすための施策

「新やまなし障害者プラン」の数値目標やサービス見込量に基づき、障害者自立支援法による居宅介護、短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などの日中活動事業や施設入所支援、グループホーム、ケアホーム、福祉ホームなどの居住支援事業等について、計画的に整備・充実を図ってきました。

自立支援給付制度は、障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるものであり、この制度が適正に機能するためには、サービスを提供する地域の社会資源の質的・量的整備を図りながら、需要に応じたサービス供給体制を確立することが必要となります。

障害のある人が、自らの選択に基づき、自分らしさを発揮しながら住み慣れた地域や住みたいところでより充実した人生を送ることができるようにするためには、県、市町村、障害福祉サービス事業者が、それぞれの役割分担の下に支援を行っていくことが必要となります。

〈用語解説〉居宅介護：ホームヘルパーが、障害のある人の家庭を訪問し、入浴、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動介護などを提供するサービス

短期入所：在宅の障害のある人の介護者が、病気等の社会的理由やその他の私的理由によって一時的に介護が困難となった場合に、障害のある人が短期間、夜間を含めて一時的に施設を利用し、必要な介護などを提供するサービス

生活介護：常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス

自立訓練：自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を提供するサービス

就労移行支援：一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供するサービス

就労継続支援：一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供するサービス

施設入所支援：施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を

提供するサービス

グループホーム：地域社会の中にある住宅等において数人の障害のある人が共同で生活する形態により、夜間や休日、世話人が相談や自立支援のための日常生活援助を提供するサービス

ケアホーム：地域社会の中にある住宅等において数人の障害のある人が共同で生活する形態により、夜間や休日、世話人及び支援員が、入浴、排せつ、食事等の自立生活に必要な介護を提供するサービス

福祉ホーム：住居を必要としている障害のある人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を提供するサービス

社会資源：社会福祉を支える財政（資金）、施設・機関、設備、人材、法律等、社会福祉を成立させるために必要なものをまとめて社会資源と呼ぶ。

ア 自己選択・自己決定の支援

(7) 施策の方向

身近な市町村は、障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの実施主体となるなど、地域で生活する障害のある人にとって大きな役割を担うこととなりました。今後は、地域で生活する障害のある人が、福祉サービスについて適切な情報提供を受けながら、自己選択・自己決定ができるような環境を整えることが肝要となることから、市町村における相談支援体制の一層の充実を図ります。

障害のある人の個々の生活ニーズに応じてサービスや社会資源の利用を組み合わせながら、継続的に支援を行う相談支援の役割が極めて重要になることから、市町村や相談支援事業者の窓口における相談支援機能の充実を促進します。

市町村のみでは対応が困難な課題については、県自立支援協議会や市町村が設置する地域自立支援協議会等との連携を図りながら、障害保健福祉圏域または県全体で広域的なバックアップ体制の強化を図ります。

障害のある人自身が、自己選択や自己決定の能力を育み合い、支え合うピアカウンセリングの推進を図ります。

障害のある人が地域で自立して生活するためには、日常生活自立支援事業、成年後見制度など、障害のある人を支援するための制度の利用促進を図ります。

障害のある人の自己選択・自己決定に資するためのサービスの質を確保する、福祉サービス第三者評価制度等の推進を図ります。

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を進めていくため、精神障害者地域移行支援事業を実施するとともに、地域生活に必要な社会資源の充実を図ります。

〈用語解説〉日常生活自立支援事業：認知症、知的障害、精神障害等があるため判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行う事業

(イ) 主要な施策

a 相談支援体制の充実と連携

(a) 障害者自立支援法に基づく身近な相談支援体制の充実

- No.62 聴覚に障害のある人の障害福祉サービス支給申請手続をはじめとした各種手続におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、市町村窓口等における手話通訳の設置を促進します。
- No.63 障害福祉サービスの実施主体である市町村の職員が、制度を正確に理解するとともに、障害のある人の特性を把握し、適切な支援を行うことができるよう資質向上のための研修会等を開催します。
- No.64 市町村が適切に障害程度区分の認定を行うことができるよう、制度の理解や面接手法の向上を目指した研修や困難ケースに対する個別相談などの支援をします。
- No.65 障害者自立支援法におけるサービス提供を希望する事業者の指定を行うとともに、指定事業者が適切なサービスの提供を行うよう指導します。
- No.66 県のホームページを活用し、障害福祉サービス事業所や事業内容についての情報提供の充実を図ります。
- No.67 ケアマネジメント手法を用いた相談支援体制やサービス提供体制の整備等について、県・地域自立支援協議会等を通じ、市町村自らが現状を分析し、地域生活支援のサービスを向上させるための支援を実施します。
- No.68 市町村が設置する身体障害者相談員、知的障害者相談員等を広域的、専門的に支援することを目的に、障害保健福祉圏域ごとに圏域障害者相談員アドバイザーを設置し、市町村が実施する相談支援事業の充実を図ります。
- No.69 地域自立支援協議会の運営強化を図るため、社会資源の評価、開発、改善を行うためのツールの導入などを行い、広域的な支援を実施します。
- No.70 賃貸契約による一般住宅への入居に当たって相談等の対応が必要な障害のある人を市町村が支援する場合、経費の一部を助成します。

No.71 地域における障害福祉サービスの状況や、国等の障害福祉施策に関する情報等を周知します。

(b) 広域・専門的な相談支援体制の充実

No.72 障害のある人の多様なニーズに対応するためには、相談支援体制の構築が重要であり、圏域ごとに地域のネットワーク構築に向けた指導、調整等を行う圏域マネージャーを配置し、地域における相談支援体制等の整備、充実強化の広域的支援を行います。

〈用語解説〉圏域マネージャー：障害保健福祉圏域ごとに地域のネットワーク構築に向けて指導、調整等を行うアドバイザー

No.73 市町村では対応が困難な広域的、専門的な課題に対応するため、障害者相談所、児童相談所、富士ふれあいセンター、精神保健福祉センター、こころの発達総合支援センター（発達障害者支援センター）などの専門機関の相談機能を充実するとともに、関係機関相互の連携を強化します。また、各専門機関において障害のある人の保護者などへの精神的ケアを充実します。

〈用語解説〉こころの発達総合支援センター：平成18年度に開所した子どもメンタルクリニックと発達障害者支援センターを平成23年度に統合し、支援のワンストップ化により、発達障害のある子ども、発達障害のある人及びその家族に対する一貫した診療、相談・発達・就労の支援の充実を図る機関

発達障害者支援センター：発達障害のある子ども、発達障害のある人及びその家族に対する相談に応じ、専門的な指導及び助言を行うとともに、保健、医療、福祉、労働、教育などの従事者に対し、発達障害についての情報提供及び研修を行う機関

No.74 高次脳機能障害のある人を支援するため、関係機関との連携を図りながら、高次脳機能障害者支援センターにおいて、専門的な相談支援、普及啓発、研修を行う等支援体制の充実を図ります。

〈用語解説〉高次脳機能障害者支援センター：交通事故や脳血管疾患などの原因により高次脳機能障害になった人やその家族の相談に応じ、高次脳機能障害のある人が安心・安全な地域生活を営めるよう、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係者と連携し、支援を実施する機関

No.75 あけぼの医療福祉センターに設置している、障害のある子どもなどの指導、療

育等を総合的に行う相談窓口については、医療型児童発達支援センターが行う相談支援や保育所訪問支援の機能とあわせ、一層の充実を図ります。

〈用語解説〉 医療型児童発達支援センター：日常生活における基本動作の指導、自立自活に必要な知識技能付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行う施設

No.76 障害により自立した生活を営むことが困難な矯正施設出所者等が、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターを設置し、社会復帰を支援します。

(c) 相談支援体制の連携

No.77 適切な相談支援を行うため、市町村、障害関係団体、社会福祉施設等の多様な実施主体に所属する相談支援従事者を養成するとともに、相談支援従事者の養成に必要な指導者の研修を推進します。

No.78 相談支援従事者現任研修等を通じて、専門的知識や技術を習得してもらい、実務に携わる相談支援従事者の専門性を一層高めていきます。

No.79 全市町村においてケアマネジメント手法を用いた適切な相談支援事業が実施されるよう支援するとともに、市町村と連携して専門的、広域的にケアマネジメントを行う地域療育等支援事業実施機関等の機能の充実を促進します。

〈用語解説〉 ケアマネジメント：障害のある人の地域における生活支援のために、保健、医療、福祉、労働、教育など幅広いニーズと地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを結びつけて調整を図る援助手法

No.80 相談支援の一手法であるピアカウンセリングを普及、啓発することにより、地域生活への移行に向けて取組むとともに、障害のある人の潜在能力を高め、セルフマネジメントにつなげる支援を推進します。

b 権利擁護等制度の活用促進

(a) 自己選択・自己決定の援助システムの活用促進

No.81 県社会福祉協議会が作成するパンフレット等により日常生活自立支援事業の普及啓発に努めます。また、市町村、障害関係団体等を通じ事業の利用を促進し

ます。

No.82 障害のある人の権利擁護に係る相談等に対応するため、県社会参加推進センターに常設している専門相談窓口（障害者110番）で行う弁護士等による専門相談の利用促進を図ります。

No.83 障害のある人の権利が守られ、自立して生活ができるよう成年後見制度の普及啓発に努め、市町村が実施する地域生活支援事業の一つである成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。

No.84 障害のある人やその家族などの主体的活動を促進するため、障害関係団体の活動を支援します。

(b) サービス評価制度等の充実

No.85 質の高いサービスを確保する観点から、障害福祉サービス事業者の自己評価を進めます。

No.86 サービスの質的向上が図られるとともに、評価結果が利用者の適切なサービス選択に資するよう、福祉サービス第三者評価事業を普及します。

〈用語解説〉福祉サービス第三者評価事業：社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業

No.87 障害福祉サービス事業者に対する苦情に対応するため、事業者や県社会福祉協議会が設置する苦情解決体制の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援します。

(c) 権利擁護のための取組み

No.88 障害者虐待防止法や制定が見込まれる障害者差別禁止法（仮称）など、国の動向を注視しながら、障害のある人の権利擁護に関する取組みを促進します。

No.89 障害のある女性の権利擁護のため、県社会参加推進センターに設置した常設の専門相談窓口（障害者110番）において、プライバシーに配慮した対応を行います。

No.90 精神障害のある人の人権に配慮した適正な医療を推進するため、精神医療審査

会の活用などにより、病状に応じた医療の確保を図ります。

No.91 障害のある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、「山梨県障害者幸住条例」の見直しを行います。

イ 障害福祉サービスの充実

(ア) 施策の方向

障害者自立支援法の施行により、それまでの入所施設サービスが、日中活動事業と夜間の居住支援事業に分かれ、サービスの組合せを選択できるようになったことから、障害のある人が適切な自己選択・自己決定ができるよう、障害福祉サービスの質的、量的充実を図る必要があります。このため、障害福祉サービスの提供について、この計画の数値目標やサービス見込量に基づき、市町村や障害福祉サービス事業者と連携をとりつつ充実を図ります。

施設入所支援については、未だ長期の生活施設として機能している場合が多く見受けられることから、地域移行を促すとともに、地域におけるサービス基盤の整備を促進します。

地域で暮らす障害のある人にとって、保健、医療、福祉、労働、教育など様々な分野に携わる人々の支援が重要になることから、これらマンパワーの確保を図ります。

(イ) 主要な施策

a 訪問系・日中活動系サービスの充実

(a) 居宅介護サービス等の充実

No.92 居宅介護サービス等事業者の新規参入促進、介護保険制度の訪問介護事業者の参入促進により、居宅介護サービス等の量的、質的な充実を図ります。

No.93 障害の特性を理解したホームヘルパーを養成するとともに、現任研修を充実します。

No.94 屋外での移動が困難な障害のある人について、外出する機会の確保に努めます。

No.95 視覚障害のある人の移動支援を充実させるため、ガイドヘルパーの資質向上に努めます。

(b) 生活介護サービス等の充実

No.96 重度の障害のある人に対する生活介護サービス等については、利用者のニーズ等を勘案する中で、必要なサービスの量的、質的な充実を促進します。

No.97 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある人に対する療養介護については、利用者のニーズ等を勘案する中で、必要なサービスの確保に努めます。

No.98 発達障害のある人に対応できるよう、障害福祉サービス事業所の処遇の充実を促進します。

(c) 就労支援サービス等の充実

No.99 就労支援サービス事業所等の利用者が、就労を目指して企業等で作業経験を積み適応能力の向上を図ることができるように、職場実習先の確保に努めます。

No.100 自立訓練サービス事業所における機能訓練や生活訓練を促進します。

〈用語解説〉 自立訓練サービス事業所: 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する事業所

No.101 地域活動支援センターについては、市町村や当該事業所に意見を聞くなどして、経営基盤の安定化のため障害福祉サービス事業所への移行促進を図ります。

〈用語解説〉 地域活動支援センター: 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所

No.102 就労を希望する障害のある人への支援を行う就労移行支援事業所や、雇用契約に基づき就労する人への支援を行う就労継続支援A型事業所の整備を促進します。また、一般企業に雇用されることが困難な障害のある人への支援を行う就労継続支援B型事業所、地域活動支援センターなどの就労の場の確保に努めます。

〈用語解説〉 就労移行支援事業所: 一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う事業所

就労継続支援事業所: 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。A型は、雇用契約等に基づく就労の機会を提供し、B型は、雇用契約を結ばない就労及び生産活動の機会を提供する事業所

No.103 発達障害のある子ども、発達障害のある人の就労に向け、こころの発達総合支援センターを中心に、労働、教育等関係機関との連携を図り、よりきめ細かい支援を行います。

(d) その他の障害福祉サービスの充実

No.104 質の高い支援を必要とする障害のある子どもに身近な地域などで療育を受けられるよう、児童発達支援事業所や児童発達支援センターの充実を図ります。

〈用語解説〉 児童発達支援事業所：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う事業所

児童発達支援センター：日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識技能付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設

No.105 在宅支援の重要な柱となる短期入所サービスについては、障害者支援施設にその入所定員の1割を当てるように指導するなど、その確保に努めます。

No.106 障害のある人や高齢者をはじめ全ての県民に対して、保健、医療、福祉に関する様々な情報を、インターネットなどを活用して提供します。

b 居住系サービスの充実

(a) グループホーム等の充実

No.107 施設入所者の地域への移行促進を図る際の受け皿として、また、地域で生活する障害のある人の自立支援のための居住の場としてのグループホーム、ケアホームについて、障害児（者）施設整備費補助金の活用等により、量的、質的な充実に努めます。

No.108 使用条件が整った場合の県営住宅の活用などにより、グループホーム、ケアホームの確保に努めます。

No.109 職員の配置加算等の制度の活用を進め、重度の障害のある人を受け入れるグループホーム、ケアホームの充実に促進します。

No.110 日常生活の質の向上を図り、障害のある人の地域移行をさらに進めるため、グ

ループホーム、ケアホームの家賃について一定額を助成します。

No.111 地域での生活を進めるため、長期施設入所者等のグループホーム、ケアホームの体験利用を促進します。

No.112 低額な料金で日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設である福祉ホームの利用を促進します。

No.113 新築の県営住宅の入居者を公募するに当たって、障害のある人がいる世帯等に対し、一定の範囲内で優先入居枠を確保します。

(b) 地域生活への移行促進

No.114 地域生活を希望する施設入所者などに対して、ケアマネジメント手法を用いて、地域生活に向けた公的サービスの利用等の相談支援など地域生活への移行を促進する取組みを行う市町村を支援します。

No.115 施設入所者の保護者や関係者などに対して、「障害のある人は施設入所」という認識を改めるため、地域で暮らしている事例を紹介するなど、具体的な情報提供を行います。

No.116 障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、施設や病院からの地域移行を進め、地域生活の支援を充実し、障害のある子どもや障害のある人に対する移動支援やコミュニケーション支援等の安心支援体制の整備を促進します。

(c) 障害者支援施設の充実

No.117 障害者支援施設については、入所者の地域移行を進めるとともに、生活の質の向上を図るため、施設の一層の小規模化、個室化を促進します。

No.118 障害者支援施設は地域の重要な社会資源との考え方の下に、各種日中活動サービス等を提供する拠点として充実を図ります。

No.119 障害者支援施設については、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備をはじめ、介護機器などの導入による自立支援機能の強化を促進します。

No.120 地域住民と施設入所者の交流を深めるため、福祉施設等が開催する地域交流活動への地域住民の積極的な参加の呼びかけを行うことや地域の行事への施設入

所者の参加を促進します。

No.121 障害のある子どもは、成人後も一貫した支援が必要な面もあることから、障害児入所施設等において、支援目標を明確にした個別支援計画を踏まえ、地域生活移行に向けた支援をします。

No.122 県立民営施設については、現在の経営形態を含めた在り方の検討を行うとともに、県立県営施設についても、サービスの充実を図りながら、高齢化など様々な課題に適確に対応していく観点から、その施設の在り方について検討を行います。

No.123 あけぼの医療福祉センターについては、入所を希望する障害のある子どもの重度化、重複化に対応するとともに、地域の中核施設となる医療型児童発達支援センターとして、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、小児リハビリテーション機能や外来医療等の更なる充実、相談支援機能の強化を図ります。

〈用語解説〉 保育所等訪問支援：保育所等の施設を訪問し、当該施設における障害のない子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等をいう。

No.124 育精福祉センターを中心として、強度行動障害等の処遇の在り方などについて研究を推進します。

〈用語解説〉 強度行動障害：知的障害があり、生活環境への極めて不適切な行動としての行動障害が著しい状態を指す。行動障害としては、多動、自傷、他害、興奮、パニックなどがある。

c 福祉マンパワーの確保

No.125 社会福祉士、介護福祉士等社会福祉の専門的相談、支援、介護等に従事する者の確保に取り組むとともに、社会福祉施設等に従事する職員を対象とした研修の実施による資質の向上に努めます。

No.126 社会福祉事業従事者の就業の援助、社会福祉事業経営者に対する相談等を行うことにより、質の高い福祉人材を確保し、これらの人材の専門的知識、技術、意欲を高めることを目的として設置した福祉人材センターの充実を努めます。

(3) 自らの力を高め地域でいきいきと活動するための施策

障害のある人の日々の生活を充実させ、やがて地域での活動につなげるためには、障害のある人が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、保健、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援が必要となります。また、障害のある人が、可能な限りその身近な場所において医療、介護の給付、リハビリテーションの提供を受けられるようにする必要があります。

障害のある人が、その能力に応じて、適切な職業に従事することができるようにするため、障害のある人の多様な就労の機会を確保するよう努め、個々の障害のある人の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施の必要があります。

パソコン及び入力補助機器の普及により、ICT技術を身に付けることを希望する障害のある人の数は年々増加傾向にあります。今後とも、ICTを活用することにより、障害のある人が社会参加する機会の創出につなげるための支援の必要があります。

特別支援学校高等部の生徒の多くは、卒業後の進路について、就職、進学、通所施設利用等、積極的に地域社会と関わり合いながら生活することを希望しています。このため、自立と社会参加に向け、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな教育等を行うことが必要となります。

平成23年6月1日現在、県内の一般企業における障害のある人の実雇用率は、平成22年7月に短時間労働者の算入等の制度改正があったため、前年と同じ1.67%で、全国の1.65%を上回ったものの、依然として、法定雇用率1.8%を下回っており、障害のある人の就職環境は厳しいものとなっています。

ア 保健、医療の充実

(7) 施策の方向

医療及び福祉の連携を図る中で、障害の原因となる傷病等の発生予防、障害の早期発見、早期療育を推進します。

出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を充実するとともに、障害の原因となる疾病等の早期治療のため、周産期医療体制の整備などを推進します。

障害のある子どもが心身ともに健全に育ち、共生社会の実現という理念の下、障害の有無にかかわらず全ての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

障害のある子どもの保護者などが、地域で安心して相談、療育指導を受けることができ、また、新たな課題への対応が可能となる療育体制の充実を図ります。

障害や疾病を軽減し、障害のある人や患者を支える医療・医学的リハビリテーションの充実を図るとともに、地域におけるリハビリテーション体制の整備を促進します。

原因が不明であって、治療方法が確立していない難病の患者に対する施策の推進を図ります。

発達障害や高次脳機能障害などについては、障害者総合福祉法（仮称）の制定など国の動向も踏まえ、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係者と連携し支援の充実を図ります。

〈用語解説〉周産期：世界保健機関（WHO）の定義によれば、妊娠満22週（154日、出産体重が正常な場合では500gである時点）に始まり、出生後満7日未満で終わる期間

(1) 主要な施策

a 障害の原因となる傷病の予防・治療

(a) 障害の原因となる傷病の発生予防

No.127 壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を図り、県民一人ひとりの豊かな人生を実現するため、疾病の一次予防に重点を置いた健康づくりの各種施策を推進します。

No.128 学校、職域、地域における健康診査等の適切な実施、疾患等に関する相談、カウンセリング等の機会の充実を図るとともに、地域及び職域保健の取組みが生涯を通じた健康づくり体制となるよう連携を推進します。

No.129 健康度評価（ヘルスアセスメント）や個別健康教育を計画的に拡大し、個人の状況にきめ細かく対応することにより、効果的に生活習慣を改善し、高齢期における生活の質の低下をもたらす生活習慣病の予防に努めます。

No.130 エイズの感染を予防するため、エイズに関する正しい知識の普及、啓発を図るとともに、検査・相談体制の充実に努めます。

(b) 障害の原因となる傷病の早期発見、早期治療体制の充実

No.131 各地域において、医療機関（産科、小児科）、母子保健、児童福祉、障害のある子どもの専門機関等の連携を強化し、可能な限り早期から親子をサポートしていく体制づくりを推進します。

No.132 在宅当番医制等による休日・夜間の初期医療の充実や、二次救急の病院群輪番制の円滑な運用に努めるとともに、救急救命センターの機能の充実を進めるなど、救急医療体制の整備に努めます。

No.133 救急救命士の実習病院における気管挿管や薬剤投与に関する追加講習の実施について支援を行い、救急救命士がより高度な救命活動を行えるよう、資質の向上を図ります。

No.134 県民が救急医療に関する情報を容易に入手できるよう、救急医療情報センターやインターネットによる情報提供を行っていくとともに、提供する情報の拡大等に努めます。

No.135 かかりつけ医を持つことの意義について、医師会等と連携し、住民に啓発を行うとともに、住民が適切な医療機関を選択できるよう、各診療所の情報をインターネットなどでわかりやすく提供します。

No.136 誰もが安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠や出産に支障を及ぼす恐れ

のある妊婦や出生後に特別な管理が必要な新生児に対し高度な医療を提供するとともに、24時間いつでも救急患者を受入れられる体制を整備するため、県立中央病院総合周産期母子医療センターを中心とした周産期医療体制の一層の充実を図ります。

No.137 妊婦並びに乳児、1歳6か月及び3歳児の健康診査を行い、必要に応じて精密検査を行うことにより、障害の早期発見と適切な指導、相談を実施します。また、心の健康を含めた母子保健の推進は、地域ぐるみで支援する必要があることから、愛育会等の地域組織活動を支援します。

No.138 乳幼児期からの健康保持及び増進を図る観点から、新生児が聴覚検査を円滑に受けられ、また、早期に療育が受けられるような取組みを行います。

No.139 心身や知能の障害を早期に発見するため、先天性代謝異常検査等を行い、早期治療に対応します。

〈用語解説〉先天性代謝異常検査：フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は放置すると知的障害などの症状を来すので、異常を早期に発見する必要があることから、新生児を対象に実施する血液によるマス・スクリーニング検査

No.140 乳幼児の健やかな成長を支援するため、保健所において心身の発達過程、疾患等に関する情報提供や相談支援を行うとともに、広域的、専門的な相談機能の充実を図ります。

No.141 認知症の正確で迅速な鑑別診断や専門的な医療を提供する認知症疾患医療センターは、認知症患者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるようにするため、地域包括支援センターと連携し、医療情報等を提供するとともに、患者及び家族の相談支援の充実を図ります。

No.142 地域における認知症高齢者の支援のため、現状分析や課題の整理等を行う中で、医療、福祉等関係者との連携を図ります。

No.143 夜間・休日における精神疾患の急激な発症などに対応する精神科救急医療事業を充実するとともに、精神科救急情報センターにおける24時間精神医療相談の実施について検討します。

No.144 うつ病予防のため、地域保健や産業保健と連携し、知識の普及啓発や早期発見

への取組みを推進します。

b 地域療育の推進

No.145 地域療育等支援事業については、ケアマネジメント手法の習熟のための研修の中心となる地域療育コーディネーターの資質の向上を図るなど、事業の一層の充実に努めます。

No.146 あけぼの医療福祉センターにおいて、児童発達支援センター事業を実施するとともに、社会福祉法人等が行う児童発達支援事業の拡充を図ります。

〈用語解説〉児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う支援をいう。

No.147 あけぼの医療福祉センターについては、地域療育等支援事業の中核的な拠点施設として、各障害保健福祉圏域の障害者支援施設に対する指導、研修、困難事例の専門的な指導を行うなど療育体制の一層の充実に努めます。

No.148 富士ふれあいセンターにおいて、富士・東部圏域の拠点施設として、地域療育等支援事業を実施します。

No.149 あけぼの医療福祉センターでは、障害のある子どもとその保護者を一時的に入所させ、在宅療育及び日常生活に関する正しい知識を習得させる母子入所事業を実施します。

No.150 発達障害のある子ども、発達障害のある人及びその家族に対し、より身近な市町村において、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を提供するため、民間や行政の支援関係者の資質向上を図るとともに、支援システムの構築に向け、モデル市町村支援サポート強化事業により、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係者の連携を推進します。

No.151 園芸活動、音楽療法、アニマルセラピー等の新しい手法による心身の健康づくりを推進します。

No.152 地域で生活する障害のある子どもの保護者間の交流を活発にし、在宅における療育についての情報交換等を行う機会の提供などに配慮します。

No.153 放課後児童クラブへの障害のある子どもの受入れを促進することで、放課後の

生活の充実を図ります。

〈用語解説〉放課後児童クラブ：放課後、児童館や小学校の空き教室などを利用して、保護者が就業等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童などに、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

c 医療・リハビリテーション等の充実

(a) 医療・医学的リハビリテーションの充実

No.154 保健所の情報提供機能を活用し、地域の保健、医療、福祉に関する情報を収集、分析し、住民や関係団体等への適切な情報提供に努めます。

No.155 保健所は、地域保健における広域的、専門的、技術的拠点として、健康危機管理をはじめ、精神保健、難病、インフルエンザ及びエイズ等の感染症対策などの機能強化を図り、市町村の保健医療サービスが円滑に実施できるよう支援します。

No.156 あけぼの医療福祉センターのリハビリテーション従事者による地域支援を充実するとともに、研修等の開催により理学療法士等専門職の質の向上を図ります。

〈用語解説〉理学療法士：身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操、その他運動を行わせ、また、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える者をいう。

No.157 重度心身障害者医療費助成制度について、国の障害者制度改革の動向を見極めながら、安定した持続可能な制度となるよう努めるとともに、公費負担制度の確立に向け、国に対し強力に要望していきます。

〈用語解説〉重度心身障害者医療費助成制度：障害のある人の健康の保持及び生活の安定を図り、福祉の増進に寄与することを目的とし、重度の障害のある人の医療費のうち、自己負担分について県及び市町村が2分の1ずつ助成を行う制度

No.158 一般の歯科診療所では対応が困難な障害のある人の歯科診療、歯科相談、摂食嚥下相談指導の充実努めます。また、富士・東部圏域に歯科救急拠点施設を整備し、救急時における障害のある人の歯科診療や摂食嚥下相談指導の充実を図ります。

No.159 精神科病院における質の高い治療環境を確保するため、実地指導などを通じて

精神科病棟の整備や人員体制などの充実を図るとともに、社会復帰、社会参加をの促進を図ります。

No.160 たんの吸引や経管栄養が必要な人に将来にわたって必要な医療的ケアをより安全に提供するため、介護職員等を対象に研修を実施します。

(b) 地域リハビリテーションの推進

No.161 保健、医療、福祉の各分野におけるリハビリテーション関係機関の連携の下、地域リハビリテーション提供体制の整備を図ります。

〈用語解説〉地域リハビリテーション提供体制：いつでもどこでも必要な人が適切なリハビリテーションを受けられる体制を指し、高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で生活を送るために、ノーマライゼーションを基本理念とし、保健、医療、福祉及び日常生活に関わるあらゆる人々が提供するリハビリテーション

No.162 リハビリテーション医療、リハビリテーション従事者への教育及び研修、研究等の体制が整っている病院を「県リハビリテーション支援センター」に指定し、連絡会議の開催、専門的技術指導や研修等を通じて県内全域のリハビリテーション関係機関の連携と従事者の資質の向上を図ります。

No.163 高齢者福祉圏域ごとに、地域の拠点となる病院を「地域リハビリテーション広域支援センター」に指定し、それぞれの地域特性を踏まえたネットワークづくりを推進し、各圏域のリハビリテーションの体制整備を図ります。

No.164 地域リハビリテーション分野の重要な担い手である理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の一層の資質向上に努めます。

〈用語解説〉作業療法士：身体及び精神に障害のある人に対し、主としてその応用的動作能力等の回復を図るため、手芸、工芸、その他の作業を行わせる者をいう。

言語聴覚士：コミュニケーション障害の軽減を目指して、患者及び周囲への専門的な働きかけを行う者をいう。

No.165 医療機関や介護施設等で機能訓練を担当している職員、市町村や地域包括支援センターの職員等を対象に、地域リハビリテーション従事者研修を行い、リハビリテーションに関する知識や技術の向上を図ります。

(c) 難病対策の充実

- No.166 身体状況等に応じた適切な福祉サービスの提供に努めるとともに、難病患者に対する正しい理解を促進します。
- No.167 在宅難病患者に対するホームヘルプサービス、短期入所及び日常生活用具の給付など福祉サービスを充実します。
- No.168 難病患者ホームヘルパーを養成します。
- No.169 難病の発生原因、治療方法の調査研究、専門医療機関の充実とともに、医療費の公費負担による治療研究の推進や関係団体への支援に努めます。
- No.170 難病患者の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細かな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所を中心とした地域の医療機関、関係機関との連携体制の下、患者個別の処遇計画の策定、医療相談、訪問相談などを行う難病患者地域支援対策推進事業を推進します。
- No.171 地域で生活する難病患者やその家族の相談窓口として、また、地域交流の場として、平成17年度に開設した「難病相談・支援センター」の更なる機能の充実を促進します。
- No.172 病状の悪化により居宅での療養が極めて困難となった重症難病患者に対し、適時に入院施設が確保できるよう、拠点病院、協力病院を整備して、難病医療連絡協議会を中心とした病院間の連携システムを推進します。
- No.173 特定疾患患者への医療給付については、今後の制度改正等の動向を見据える中で、医療費の負担軽減を図り、安定した療養生活の確保を図るため実施します。

イ 教育の充実

(7) 施策の方向

障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や支援を行うという特別支援教育の理念に基づき、特別支援教育の内容の充実を図ります。

障害のある幼児児童生徒の社会参加と自立した生活を支援するため、障害の特性と教育的ニーズに応じて、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うとともに、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関との連携による個別の支援計画の作成及び活用に努めます。

障害のある児童生徒の社会的・職業的自立を促進するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

(1) 主要な施策

a 一貫した教育的支援体制の整備

(a) 幼児教育の充実

No.174 特別支援学校において、それぞれの学校が対象とする障害に関する専門性を活かし、センター的機能を発揮して、就学前の障害のある子ども及び保護者への教育相談や、保育所、幼稚園及び家庭における指導の在り方についての助言や援助の充実を図ります。

No.175 早期から障害の状態等に応じた専門的な相談や支援を受けられるよう、盲学校及びろう学校の幼稚部における就学前の教育相談や指導の充実を図ります。

No.176 保育所及び幼稚園の職員の現任研修や幼稚園の新規採用職員を対象とした研修の実施により、障害のある子どもの受入れ体制及び指導の充実を図ります。

No.177 障害の程度に応じた適切な教育が受けられるようにするため、障害のある子どもを受入れる幼稚園に対して助成します。

No.178 就学前の相談、支援の充実を図るため、市町村の主体的な就学相談・支援体制の充実に向けた専門研修の実施等の取組みを推進するとともに、市町村単位で

の就学指導委員会の設置、保健、医療、福祉、教育等の関係機関による情報共有の場の設置を促進します。

(b) 一人ひとりのニーズに応じた教育

No.179 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズや障害の特性等に応じた適切な指導や必要な支援がなされるよう、全ての学校における校内支援体制の充実を図ります。

No.180 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、学齢期を通じて一貫した教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」を作成し、組織的、計画的な支援体制の構築を図るとともに、その活用を促進し、学校間の引継ぎや連携等の強化を図ります。

No.181 障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた日々の指導及び支援を適切に行うため、「個別の指導計画」の作成及び活用の促進を図ります。

No.182 障害のある幼児児童生徒一人ひとりに対して、地域における総合的な支援を行うため、地区及び専門部特別支援連携協議会を開催し、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関の連携体制の充実を図ります。

No.183 特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応を適切に行うため、医療的ケア運営協議会を開催し、医療的ケアの在り方に関する実践的研究を推進するとともに、安全な教育活動が行われるよう校内体制の整備を推進します。

No.184 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校における支援体制の充実を図ります。

No.185 障害が重度化、重複化、多様化している幼児児童生徒の障害の状態、特性及び教育的ニーズに応じた指導や支援を充実するため、指導内容等の改善、工夫や特別支援学校間の連携強化、特別支援学校のセンター的機能の活用を図ります。

No.186 幼稚園、小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援を強化するため、特別支援教育支援員の研修を充実させ、その配置拡大に向けた市町村の取組みを促進します。

〈用語解説〉 特別支援教育支援員：幼稚園、小・中学校において、校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任の教員と連携し、着替えや食事の日常生活上の介助、発達障害のある児童生徒に対する学習支援、車いすの児童生徒に対する教室間移動等における介助、運動会や学習発表会等の学校行事における介助、周囲の児童生徒の障害に対する理解促進などの役割を担う者をいう。

(c) 社会的、職業的な自立の促進

No.187 障害のある生徒の社会的、職業的な自立の促進に向け、「個別の教育支援計画」（移行支援計画）の作成及び活用を通じて、家庭及び保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関との連携を深め、適切な教育的支援の充実を図ります。

No.188 障害のある生徒の社会的、職業的な自立は、その能力、適性、障害の状態等に応じたきめ細かな指導が必要であることから、障害の特性等を見極め関係機関との連携を図るとともに、生徒が進路を主体的に選択できるよう、早い段階からの職業教育や進路指導の充実を図ります。

No.189 総合教育センター等における教育相談及び就学相談は、家庭及び保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら実施し、適正な就学支援がなされるよう努めます。

No.190 特別支援学校、企業や事業所、福祉、労働等の関係機関の連携を強化し、インターンシップ及び産業現場等における実習の充実や職域の拡大を図ります。

No.191 特別支援学校におけるICTを活用した教育を推進し、障害の状態等に応じたパソコン等の操作、コミュニケーション手段の確保やその能力の向上を図り、社会的自立に向けた支援の充実を図ります。

〈用語解説〉 ICTを活用した教育：学校教育においては、コンピューターやインターネットに加えて、プロジェクター、デジタルカメラ、プレゼンテーションソフトなどのICTが、国語、社会、算数・数学、理科、外国語、総合的な学習の時間など多くの教科等で幅広く活用されている。

No.192 高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒に対する適切な支援を推進するため、特別支援学校のセンター的機能や医師等外部の専門家の活用、特別支援教育支援員の効果的な配置等を進め、校内支援体制の充実を図ります。

b 指導力の向上と専門機関の充実

(a) 教員の専門性・指導力の向上

No.193 全ての学校の教員を対象に特別支援学校教諭免許状の認定講習を実施し、免許状保有率の向上を図り、特別支援教育を担当する教員の専門性及び指導力の向上に努めます。

No.194 総合教育センターにおいて、実践に役立つ教育課程の編成や学習指導方法等についての調査研究を行い、障害の特性等に応じた専門的な教育研修の充実を図ります。

(b) 多様化する障害への対応

No.195 障害のある幼児児童生徒に対する指導方法、校内支援体制の在り方等について、特別支援教育総合推進事業を実施するとともに、その成果に基づいて研究校を指定するなどして改善、充実を図ります。

〈用語解説〉 特別支援教育総合推進事業:平成19年からの特別支援教育の実施に伴い、障害のある全ての幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するため、平成20年から文部科学省の委嘱及び委託事業として実施。全ての学校、幼稚園において校内支援体制の整備や保健、医療、福祉等の関係機関との連携、専門家による指導助言、就学相談員の配置、学生支援員の派遣等を行っている。

No.196 特別支援教育は全ての学校において取組む必要があることから、校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任の教員等それぞれの役割に応じた研修を実施するとともに、専門性の高い教員の計画的養成などに取組み、教員の専門性の向上を図ります。

No.197 特別支援学校の教員と小・中学校、高等学校の教員の人事交流を進めるとともに、専門性や指導の継続性を考慮した人事配置を推進します。

No.198 情緒障害のある児童を短期間入所させ、専門的な心理ケアを実施する情緒障害児短期治療施設の設置の必要性について検討を行います。

〈用語解説〉 情緒障害児短期治療施設:軽度の情緒障害のある児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

(c) 特別支援学校の機能の充実

- No.199 特別支援学校は、それぞれの学校が所在している地域において対象とする障害に関する専門性を活かしたセンター的機能を強化し、その保護者や小・中学校等への支援の充実を図ります。
- No.200 特別支援学校の教室不足や施設の老朽化の解消、大規模化の解消、障害の特性に応じた施設設備の充実などを検討し、特別支援学校の教育環境の整備を図ります。
- No.201 障害者用トイレやスロープの設置など、県立学校における施設・設備の整備充実を図るとともに、小・中学校におけるバリアフリー対策を促進します。
- No.202 障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を行うため、デジタル教科書やI.C.Tを活用した教材など新たな教材や教具の研究開発や指導法の充実を図ります。
- No.203 小・中学校における特別支援教育を推進するため、全ての学校において特別支援教育の理念に基づいた学級経営や学習指導の取組みを推進するとともに、特別支援学級及び通級指導教室の運営等の改善や指導内容等の充実を図ります。

〈用語解説〉 通級指導教室：小・中学校の通常の学級に在籍している言語障害、発達障害、情緒障害等の軽度の障害のある児童生徒を対象として、小・中学校に「ことばの教室」等の特別な教育的支援を行う教室を設置している。対象の児童生徒は、通常の学級で各教科等の指導を受けつつ、障害の状態に応じて、授業の一部（週1～8単位時間程度）を「ことばの教室」等に通い、障害の改善や克服を目指した学習（自立活動）を中心とした指導を受けている。山梨県では、言語障害、発達障害、情緒障害に対応する通級指導教室を設置している。難聴の児童生徒に対する通級による指導は、ろう学校が行っている。

ウ 雇用・就労の支援

(7) 施策の方向

障害のある人が社会的に自立し、安定した生活を確立するためには、経済的な基盤となる職業に就くことが必要となりますが、障害のある人の雇用環境は、非常に厳しい状況にあることから、県内4か所の障害者就業・生活支援センターや山梨労働局等との緊密な連携のもと障害者雇用施策を進めるとともに、保健、福祉、教育関係機関と連携した就業支援施策を推進します。

障害のある人の就労を進めるため、就労移行支援事業を核とした支援事業の充実強化を図るとともに、就労継続支援事業など福祉的な就労の場の確保に努めます。

障害のある人の職場定着を支援するため、障害の特性に応じた職域の確保に加え、職業生活を支援することを目的とした職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援など、きめ細やかな支援を行います。

〈用語解説〉 障害者就業・生活支援センター：知的障害、精神障害など就業や職場への定着が困難な障害のある人を対象として、身近な地域で福祉、労働、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業及び日常生活、社会生活に係る支援を推進する施設

職場適応援助者（ジョブコーチ）：円滑なコミュニケーションが困難な障害のある人の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練をサポートしたり、職場内の人間関係の調整等に当たることで、職場環境等への適応を支援する指導員

(4) 主要な施策

a 雇用の場の拡大

No.204 山梨労働局、公共職業安定所等、国などの関係機関と連携して、各種施策を充実することにより、障害のある人の雇用促進、就業の安定を図ります。

No.205 障害者雇用促進キャンペーンなどの啓発活動を推進し、雇用の促進を図ります。

No.206 山梨労働局、公共職業安定所等が主催する障害者就職面接会等を活用して雇用の拡大を図ります。

No.207 山梨労働局、公共職業安定所等との連携の下、法定雇用率の達成に向け、障害のある人の雇用に関する制度や重度障害者等雇用促進助成金、雇用促進等支援融資などの支援策の浸透を図り、障害のある人の雇用の拡大に努めます。

〈用語解説〉重度障害者等雇用促進助成金：公共職業安定所の紹介により重度の障害のある人等を新たに雇用した中小企業事業主（資本金3億円以下または常時雇用労働者数300人以下の事業主）に支給する助成金

雇用促進等支援融資：重度の障害のある人を一定以上雇用する事業主が、事業施設等の設置若しくは整備を行う場合、必要な資金を低利で貸付ける制度

No.208 身体に障害のある人を対象とした山梨県職員採用選考を実施します。

No.209 障害者雇用の意義等を踏まえ、県建設工事等入札参加業者資格審査基準においては障害者雇用を評価するなど、障害のある人を積極的に雇用している事業所等に対し、建設工事入札参加資格者名簿の等級格付時に加点を行います。

No.210 障害者支援施設等が製作する物品の調達を行うよう努めます。

No.211 障害のある人の技能習得や事業準備等に役立てる生活福祉資金の貸付けを行い、経済的自立を支援します。

b 職業相談・雇用の促進等

(a) ICTを活用した就労の促進

No.212 特別支援学校においてICTを活用できる環境整備を行い、児童生徒の障害の状態や発達段階等に応じたICT教育の推進を図り、情報活用能力を養うとともに、就労機会の拡大を図ります。

No.213 ICTを用いた実務的な職業能力の向上のため、障害のある人を対象とするパソコンを使った職業訓練を充実します。

No.214 障害のある人が、ICTを活用することにより在宅等で就労が可能となるよう支援します。また、特に技能の向上を支援するため、障害者ITサポートセンターの機能を充実します。

(b) 福祉的就労の場の確保

No.215 雇用による就労の機会を確保するため、就労継続支援A型事業所の整備促進を図るとともに、最低賃金以上の工賃支給を図るための対策を進めます。

No.216 在宅の障害のある人の地域に密着した就労の場を確保するため、地域活動支援センターの支援内容の充実を促進します。

No.217 これまで、障害者工賃倍増計画に基づき生産活動に係る経営基盤の強化や共同受注体制構築支援等の事業を行ってきましたが、より一層の工賃向上を図るため、就労支援事業所等の工賃水準引上げに向けた取組みを支援するとともに、平成23年度で終了する工賃倍増計画に代る新しい計画を検討します。

〈用語解説〉 工賃倍増計画：県内の授産施設等における工賃水準を5か年で倍増することを目的として、具体的な取組みを定める計画で、国の「工賃倍増5か年計画」を踏まえ、県が平成19年度に策定。県全体の工賃水準について、平成18年度の平均月額10,736円を、5年後の平成23年度には22,000円以上（倍以上）とすることを目標に、事業所への指導や助言をはじめとする障害者工賃倍増支援事業を実施

(c) 一般就労に向けた総合的支援

No.218 職場定着に多くの時間を要する障害のある人の雇用の場を確保するため、訓練終了後の雇用を前提として、民間事業者に委託する職場適応訓練事業を実施します。

No.219 障害のある人が実際に従事する仕事を体験し、職場への適応を進める短期職場適応訓練事業を実施します。

No.220 視覚に障害のある人の就労については、あんま・マッサージ、鍼、灸といったいわゆる三療への就労支援を関係機関とも連携して進めるとともに、ICT関係等の新たな職域への進出を支援します。また、離職率の高い中途視覚障害のある人の就業継続を支援します。

No.221 山梨障害者職業センターなどが実施する専門的な職業評価、職業指導、職業準備支援、職業講習、職場適応援助者（ジョブコーチ）による人的支援等の職業リハビリテーションとの連携を図り、障害のある人の就業に向けた取組みを支援するとともに、定着支援において重要となる就業後の生活支援体制の強化を促進し

ます。

〈用語解説〉 障害者職業センター：障害者雇用促進法において専門的な職業リハビリテーションを実施するとともに、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言や援助等を行う機関で、障害者職業カウンセラーが配置されている。

職業リハビリテーション：障害のある人に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等の措置を講じその職業生活における自立を図ること

No.222 身近な地域において、障害のある人の就職や生活の指導、助言、その他支援を行うために設置された県内4か所の障害者就業・生活支援センターを拠点として、就職、職場定着を促進します。

No.223 就業定着等を目指す支援対象者が増加していることから、センター機能を補完するためにも県版障害者ジョブコーチの活用強化を図ります。

〈用語解説〉 県版障害者ジョブコーチ：障害のある人の就業を促進するために、専門性の高い支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）では対応しにくい支援にも柔軟に対応できるように平成21年11月から開始した制度。県内の障害者就業・生活支援センターを拠点に派遣を行っている。

No.224 障害のある人の企業・事業所での就業を促進するため、国や県等での職場実習を行うとともに、県と包括提携協定を行った企業における職場実習の実施に向けた準備を進めます。

No.225 就労移行支援事業所等からの職場実習の受入れ先を確保するため、企業内の設備更新等に助成した企業をはじめ多くの企業に対し、障害のある人の職場実習の受入れを要請します。

No.226 障害者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等が連携して行う、企業に就職した障害のある人の定期的な自主交流会等の開催を支援することにより、就業意欲の増進を図るとともに、職場定着を促進します。

No.227 精神障害のある人の就労を支援するため、精神障害者社会適応訓練事業を行う協力事業所の拡充と支援を図り、回復途上にある精神障害のある人の集中力、対人能力、仕事に対する持久力を養います。

No.228 障害のある人が障害のない人とともに訓練受講が可能な場合は、県立職業能力

開発施設（産業技術短期大学校や都留・峡南高等技術専門校、就業支援センター）への入校を積極的に促進します。また、一般の職業能力開発施設での受入れが困難な障害のある人については、県外の障害者職業能力開発校への入校を促進するための奨励金を支給します。

No.229 障害のある人の職業能力開発を促進し就業を支援するため、県立職業能力開発施設において、障害のある人の態様に応じた訓練コースを充実します。また、企業のニーズに対応した訓練を実施するため、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、障害のある人の能力や適性、地域の障害のある人の雇用ニーズに対応した委託訓練を機動的に実施します。

No.230 障害のある人の職業能力の開発を促進し、社会参加への自信や意欲を高めるため、山梨県障害者技能競技大会を開催するとともに、全国障害者技能競技大会へ選手を派遣します。

No.231 特別な教育的支援を必要とする高校生に対し、労働関係機関や経済団体等との連携を強化し、就業支援の充実を図ります。

エ 社会参加への支援

(7) 施策の方向

障害のある人にとっても、ICTの活用は個々の能力を引き出し、自立や社会参加を促進するものとして、その効果に大きな期待が寄せられていることから、障害による情報格差が生じないようにするための施策を進めます。

障害のある人が安心して生活を送れるよう、障害のある人の特性に応じたきめ細やかなコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

障害のある人が自主的・主体的に生涯学習に取り組めるよう、生涯学習環境の充実を図ります。

障害のある人がスポーツ、芸術、文化に親しむことができる環境の整備を推進するとともに、社会参加を促進するための外出や移動の支援を充実し、選挙等における配慮の推進を図ります。

日常生活の利便を図り、社会参加の意欲を増進するため、年齢、性別、国籍、障害の有無など個人の様々な状況に関わらず、可能な限り多くの人が利用できるユニバーサルデザインに配慮した福祉用具や一般製品の開発のための情報提供体制の充実を図ります。

(4) 主要な施策

a 情報のユニバーサルデザインの推進

No.232 ICTを利用した相談事業、情報提供事業、在宅就労に向けた支援事業等を実施する障害者ITサポートセンターの充実を図ります。

No.233 障害のある人の情報機器活用能力の向上のため、障害者ITサポートセンターで行う障害者パソコン教室の充実を図るとともに、パソコンボランティアの養成、派遣事業を推進します。

No.234 地域における障害のある人に対する情報のユニバーサルデザイン化を促進するため、視覚障害のある人用の活字文書読上げ装置や聴覚障害のある人用の通信装置などの情報支援機器の給付や貸与を促進します。

No.235 高額なためパソコンの購入に踏切れずにいる障害のある人に、企業等で不要となったパソコンをリユースすることにより、障害のある人のICT利用需要に応えるリユースパソコン活用事業を推進します。

No.236 県のホームページが障害のある人や高齢者をはじめ、利用者誰にも使いやすいものとなるよう、音声読上げソフトへの対応、文字サイズや配色の変更機能を整備するなどユニバーサルデザインに配慮したホームページの構築を推進します。

No.237 視覚障害のある人の日常生活上のコミュニケーションを確保するため、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成及び資質の向上を図ります。

No.238 視覚障害のある人に県政の情報を的確に伝え、県政への理解を深めてもらうため、広報誌「ふれあい」について、点字版と録音テープ版を作成し対象者に配布するとともに、県のホームページにも音声データ版を掲載します。

No.239 日本盲人連合会からインターネットを通じて送付される新聞記事等をパソコンで点字プリンターにより出力し、希望する視覚障害のある人に情報提供する点字即時情報ネットワーク事業を推進します。

No.240 市町村広報誌をはじめとした印刷広報媒体に音声コードの添付が普及するよう、市町村等に啓発するとともに、視覚障害のある人が音声コードを活用するよう周知します。

〈用語解説〉 音声コード：紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための切手大の二次元のバーコードで、活字文書読上げ装置を使い音声化される。

No.241 点字図書館の点字図書及び録音図書を充実します。また、全国の点字図書館とのネットワークの充実を図ります。

No.242 聴覚障害のある人用のコミュニケーションボード等を各交番、駐在所に配備し、活用を図るなど、障害のある人への対応の充実を図ります。

No.243 手話通訳を必要とする聴覚に障害のある人が、県外や県内の居住地以外の市町村へ移動する場合に、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するための支援を行います。

No.244 聴覚障害のある人の日常生活上のコミュニケーションの支援ができるよう、手話通訳者、要約筆記者の養成及びこれらの者等の資質の向上を図ります。

No.245 聴覚障害のある人が、十分に情報を入手できるよう、県の広報テレビ番組において手話を挿入するとともに、字幕の挿入についても検討します。

No.246 聴覚障害のある人の情報の確保及び知識の習得を支援するため、手話や字幕を挿入したビデオライブラリーの充実を図るとともに、貸出しを行う聴覚障害者情報センター及び富士ふれあいセンターの機能を充実します。

No.247 重複した障害のある盲ろう者のコミュニケーションの支援や社会参加の促進を図ります。

No.248 ALS患者など、重度の言語機能障害のある人のコミュニケーションを確保するため、意志伝達装置などの日常生活用具の利用を促進します。

〈用語解説〉ALS：全身の筋肉が急速に萎縮していく進行性の神経難病。筋萎縮性側索硬化症と訳される。

No.249 観光地などにおいて、ユニバーサルデザインに配慮した分かりやすい標識や案内板の設置を進めます。

b 生涯学習、スポーツ、レクリエーション、芸術、文化活動の振興

No.250 県民の生涯学習を支援するため、生涯学習推進センターでの各種講座の開催等による学習機会の提供や、インターネットを介して学習情報等を提供する「やまなしまなびネットワークシステム」の運用を充実します。

No.251 障害のある人が心豊かに生きがいをもって生活できるよう、スポーツ、芸術、文化活動など各種活動の充実を図ります。

No.252 障害のある人と障害のない人が交流する場を提供し、障害のある人の自立と社会参加を支援する障害者社会参加推進センターが行う社会参加活動に関する相談、情報の収集や提供を支援します。

No.253 障害のある人等がスポーツ競技の指導を受けようとする場合に、障害者スポーツ指導員を派遣するとともに、各種スポーツ大会や全国的な規模の大会への参加を促進します。

No.254 スポーツ、レクリエーション活動を指導する障害者スポーツ指導員、障害者ス

スポーツ活動推進員の育成を図るとともに、資質の向上と相互の連携を強化します。

No.255 障害関係団体等が行う各種スポーツ大会等の開催を支援するとともに、障害のある人が、いつでも気軽にスポーツができるよう、練習環境の改善などを検討します。

No.256 障害のある人が制作した手芸、工芸、陶芸、絵画、書道等の作品を展示する「障害者文化展」や、障害のある人が自らの体験等を発表する「障害者の主張大会」の開催をはじめ、オリジナル曲やミュージカルを創作し発表する「山の都ふれあいコンサート」などを支援し交流を促進します。

No.257 障害のある人の文化活動の指導が行える人をボランティアとして登録し、レクリエーションの指導員として参画するふれあい創作活動を促進します。

No.258 県立美術館において、障害のある人も障害のない人も共に参加し体験しながら創作活動を行い発表する美術展について一層の充実を図るとともに、障害のある人を対象とした実技講習の充実を図ります。

No.259 障害のある人の自立と社会参加の促進を図るとともに、国際交流を通して自己研鑽を目的とした海外諸地域との友好親善交流を支援します。

c 外出や移動等の支援の充実

(a) 外出や移動の支援の充実

No.260 身体障害のある人が運転免許の取得に要する経費、または自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費に対して助成します。

No.261 車いす等を使用する在宅の重度障害のある人及び寝たきり高齢者の社会参加と介助者の負担軽減を図るため、リフト付き自動車への改造や既にリフト付きに整備された自動車を新規に購入するための経費に対して助成します。

No.262 障害のある人の利便の向上と活動範囲の拡大を図ることを目的に、一定の条件を満たした重度の障害のある人が使用する自家用車について、燃料費の一部を助成します。

No.263 身体障害者補助犬法の趣旨の徹底を図るための普及啓発を行うとともに、補助犬を障害のある人に貸与することで、就労等社会活動への参加を促進します。

No.264 精神障害のある人が外出や移動がしやすくなるよう、関係機関に公共交通機関の運賃割引を働きかけます。

No.265 移動に著しい困難を有する視覚に障害のある人への外出時における同行援護サービスの確保に努めるとともに、視覚障害のある人の移動支援の充実に努めます。

(b) 福祉用具等の普及促進と利用支援

No.266 義肢、装具等の補装具に関する専門的な相談に応じるとともに、補装具費支給に係る適合判定等を行います。また、良質な補装具が供給されるよう補装具業者に対する技術指導を行います。

No.267 介護実習普及センターの展示内容の充実に努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した先進的福祉用具のインターネット等を活用した情報提供を推進します。

d 誰もが使いやすい製品の普及促進・利用

No.268 県内製造業者に対する工業技術センター等での講習会の実施などにより、ユニバーサルデザインによるものづくりの普及や、その促進を図ります。

No.269 ユニバーサルデザインに配慮した物品の調達に向け、情報収集や情報提供を行います。

e 選挙等における配慮の推進

No.270 視覚障害のある人が投票しやすいように、「点字による候補者名簿」を各投票所に備え付けるとともに、国政選挙、知事選挙では候補者等の政見等を点字で記載した「選挙のお知らせ版」に加え、「選挙のお知らせ全文音声版」を作成して配付します。

No.271 障害のある人や高齢者が投票しやすいように、市町村選挙管理委員会と連携し、投票所の段差解消や車いす用記載台の設置、点字投票のための点字器や老眼鏡の配備などのバリアフリー環境の向上を図ります。